

とちぎUターン対策強化事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和2(2020)年7月13日
栃木県総合政策部地域振興課

とちぎUターン対策強化事業業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 委託事業の概要

- (1) 委託者数
1者
- (2) 業務委託に係る内容
別添「とちぎUターン対策強化事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和3(2021)年3月19日(金)まで
- (4) 委託契約金額
3,109,700円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。
- (5) 担当課(事務局)
栃木県総合政策部地域振興課地域振興・移住促進担当
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館8階
電話:028-623-2233
メール:chiiki@pref.tochigi.lg.jp

2 資格

次の要件をすべて満たすことができる者とする。

- (1) 参加表明書提出時点において、県内に事業所等の拠点を有していること。
- (2) 地方公共団体が主催した、若者(35歳以下を想定)を対象とした参加者の規模が100名程度(もしくは100名以上)のイベント等の企画・運営の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加者資格)に規定する者に該当しないこと。
- (4) 委託事業実施に係る提案募集開始日から応募申請書提出日までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は第4条の規定に該当する者でないこと。

3 プロポーザル実施の手続

- (1) 実施スケジュール
実施要領等の公表 : 令和2(2020)年7月13日(月)
質問受付期限 : 令和2(2020)年7月16日(木) 15時必着

質問に対する回答	: 令和2 (2020) 年7月20日 (月)	予定
参加表明書の提出期限	: 令和2 (2020) 年7月27日 (月)	15時必着
参加資格の確認通知	: 令和2 (2020) 年7月29日 (水)	予定
企画提案書の提出期限	: 令和2 (2020) 年7月31日 (金)	15時必着
審査会	: 令和2 (2020) 年8月4日 (火)	予定
審査結果の通知・公表	: 令和2 (2020) 年8月7日 (金)	予定

(2) 実施内容等に関する質疑及び回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）によって受け付けます。

ア 受付期間：令和2 (2020) 年7月16日 (木) 15時必着

イ 提出方法：電子メールにより、1(5)に提出すること。

ウ 回答期日：令和2 (2020) 年7月20日 (月) 予定

エ 回答方法：質問及び回答を取りまとめの上、栃木県ホームページに掲載します。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、ウを提出してください。

ア 提出期限：令和2 (2020) 年7月27日 (月) 15時必着

イ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、1(5)に提出すること。

ウ 提出物：参加表明書（別記様式2）

参加資格確認書（別記様式3）

2(2)に示す参加資格を満たしていることを証する資料（開催実績等）

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式任意）を提出してください。

(4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知します。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。

ア 通知日：令和2 (2020) 年7月29日 (水)

イ 通知方法：電子メール

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟覧の上、次により作成してください。

ア 企画提案書は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込んでください。なお、枚数に制限はありません。

イ 企画提案書の様式は任意としますが、必ず次の事項を含めて作成してください。なお、記載順序は任意とします。

A) 企画提案内容

B) 実施計画及び全体のスケジュール

C) 業務実施人員体制

D) 類似業務の実績

E) 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記してください。)と合計額

- ウ 企画提案書は、1者1提案のみとします。
- エ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本5部とします。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名(参加者名を容易に類推させる表示を含む)を記入しないでください。
提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部（代表者印を押印）を提出してください。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書等は次のとおり提出してください。

- ア 提出期限：令和2（2020）年7月31日（金）15時必着
- イ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、1（5）に提出すること。
- ウ 提出物：企画提案書（正本1部、副本5部）
見積書（正本1部）

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替は原則として認めません(審査に影響を与えない軽微なものを除く)。
- イ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがあります。
- エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となります。

4 委託候補者の選定

(1) 審査方法

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、別に定める「とちぎUターン対策強化事業業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下、「審査要領」という。）」に基づき実施します。ただし、審査結果のいかんによっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。

(2) 審査項目

審査要領別表2のとおりとします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載します。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、当該参加者は失格となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 必要な記載又は書類が欠けていた場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積書記載金額が1（4）の額を超える場合
- オ 審査要領で定める委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 契約の締結

- (1) 選定された契約候補者と契約締結の協議を行います。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するのではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合、審査結果の上位の者から順に協議を行います。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とします。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。
- (3) 企画提案書の著作権は参加者に帰属し、委託契約候補者が提出した企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとします。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなします。
- (5) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとします。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。